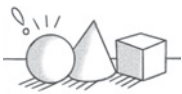


役立つ！ 会務活動



vol.10

終活部会の活動とその意義

会員 小笠原 友輔 (65期)

私は、弁護士活動領域拡大推進本部（リーガルサービスジョイントセンター）内の「終活部会」に所属し、現在は部会長を務めている。

弁護士活動領域拡大推進本部は、弁護士の新しい活動領域を開拓してゆこうというフロンティアスピリット溢れる委員会であり、宇宙やAI、第三者委員会、所有者不明土地問題など、新しい部会が次々と立ち上がっている。

「終活」は、2010年頃から盛んに取り上げられるようになった言葉・概念である。一般的には、遺言やエンディングノートを書いたり、葬儀やお墓の準備をしたり、財産を整理するといったことがらがイメージされる。その中には、遺言・相続・信託・任意後見など、弁護士が関与すべき内容を多く含むにもかかわらず、「終活＝弁護士」のイメージは必ずしも定着しておらず、実際に、「終活」をしようと思ったときにまず「弁護士に相談しよう」と思う人は多くはない。

そこで、当部会は、弁護士会が「終活」という切り口で様々な活動を行うことで、「終活」を考え始めた市民が、弁護士に相談すべき場面で適切につながる

ことができるということを目指し、活動を続けてきた。

コロナ前は、高齢者施設などで落語を交えた終活セミナー・相談会を開催してきたが、コロナ後は、WEB上での広報を強化すべく、東京弁護士会

の一般ウェブサイト上に「終活コラム」を継続掲載しており、2023年8月現在、Google検索で「終活 弁護士」で検索したところ、検索結果の先頭にこのコラムが表示されていた。また、終活に関する様々なテーマ（信託、お墓、税務、デジタル終活など）についての勉強会も継続的に開催して研鑽に努めている。

これらの活動を通じて多くの知見や人脈を得たり、部会メンバーの会員と共同受任させていただくなど終活に関する実務経験を積むことができたのは、個人的にも貴重な財産である。



こちらから読んでね

限界を感じても

